

「多様な性」を認め合う社会に

～性的マイノリティに寄り添うまちに～



◆性的あり方は人それぞれ… LGBTQなどの性的マイノリティの方につきましては、近年、報道等でも取り上げられ、徐々に社会に認知されるようになってきましたが、依然として誤解や偏見は根強く、悩みや生きづらさを感じている人も少なくありません。

これら性的マイノリティに該当する人は、日本でも約10%と言われています。その中で、誰にもカミングアウトしていない当事者が78.8%と大半を占めており、このため、その存在に気付かない人が多いという状況がわかります。(※数字はLGBT総合研究所「LGBT意識調査2019」より)

LGBTQとは…

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして使われることもあります。

Lesbian(レズビアン)
女性の同性愛者

Gay(ゲイ)
男性の同性愛者

Bisexual(バイセクシュアル)
両性愛者(恋愛・性愛の対象が男女両方に向いている人)

Transgender(トランスジェンダー)
「身体の性」と「心の性」が一致しない人

Questioning(クエスチョニング)
自分自身の性や性的指向がわからない人

『川西市人権行政推進プラン(第3次改定版)』

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～が **スタート**

昨年度(2019年度)に、第2次改定から5年が経過するにあたり、この間の人権をとりまく社会情勢の変化(特に障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消推進法、部落差別解消推進法などの法律の施行や性的マイノリティの人権課題の浸透など)にあわせ、川西市長から川西市人権施策審議会に「人権行政推進プラン」の見直しについて諮問しました。

審議会では、約1年かけて慎重に審議され、12月には、市民へのパブリックコメントも実施し、この3月に第3次改定が答申されました。

市は、この答申を受け、新プラン(第3次改定版)を策定し、4月1日よりスタートしました。

引き続き、新プランにもとづき、～だれもが幸せを感じるまちをめざして～、必要な人権施策を展開し、人権行政を市政の重要な柱の一つとして推進してまいります。

※プランにつきましては、市ホームページに掲載しています。



STOP 新型コロナウイルス感染症に関連して、(感染者・濃厚接触者、医療従事者やその関係者等)に対する誹謗・中傷や差別を行うことは許されません。恐れるべきはウイルスであり、人ではありません!

2020年8月1日から

「川西市パートナーシップ宣誓制度」

を導入しました。

川西市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現をめざし「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

問い合わせ/市役所3階
人権推進課 ☎072-740-1150

パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市が、その事実を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するものです。婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、夫婦に準じた生活を送りながらも理解を得られないことにより生ずる悩みや生きづらさを軽減し、ありのままの自分として生きたいという気持ちを尊重することを目的としています。※制度の内容については、市ホームページに掲載しています。



宣誓ができる人

一方又は双方が性的マイノリティの人で、次のすべてにあてはまる人

- ▶ 双方が、宣誓の当日に成年であること
- ▶ 一方又は双方が川西市に住所を有している、又は川西市への転入を予定していること
- ▶ 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある人を含む。)がないこと
- ▶ 双方が宣誓しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ▶ 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと

性的マイノリティ(性的少数者)とは

LGBTQなどの、性的指向が異性愛のみでない人や性自認と身体の性が一致しない人など、性の捉え方が少数派であると認められる人

宣誓の手続きの流れ

宣誓日時事前予約

電話・FAX等で人権推進課へ宣誓日時を予約し、必要書類の確認をしていただきます。

必要書類の事前審査

当日、スムーズに宣誓を行っていただくため、宣誓日の1週間前には、必要書類を人権推進課へ持参または郵送で提出してください。

宣誓日当日

- ① 本人確認書類を持参のうえ、お二人で人権推進課へお越しください。
 - ② 「パートナーシップ宣誓書」に署名していただきます。
 - ③ 「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します
- ※手続きの際は、個室で対応します。



【必要書類】(事前審査)

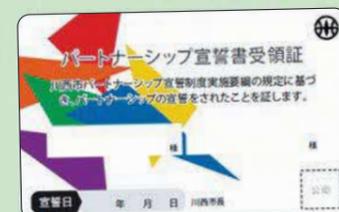
- ◆ 住民票の写し、または川西市への転入予定が確認できる書類
- ◆ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、外国籍の人の場合は、独身であることが証明できる書類

【本人確認書類】(提示書類)

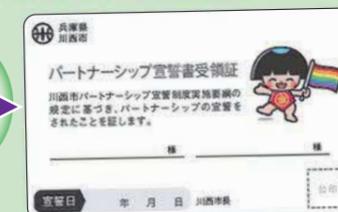
- ◆ マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって本人の顔写真が貼付されたもの



パートナーシップ宣誓書受領証



※受領証は2種類あります。



川西市で受けられる公的サービス

- ▶ 市営住宅の入居申し込み
- ▶ 犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援等
- ▶ 空き家活用リフォームにかかる助成 など